

2019年12月1日

お客様各位

延岡信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた預金規定等の改定のご案内

平素より、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁が2018年2月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定等を下記のとおり2020年2月より改定いたします。

預金規定改定後の新規取引開始時に、お取引の目的やお客様に関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じて、再度、お取引目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等で確認させていただく場合があります。

当金庫が願う確認資料のご提出や、各種質問へのご回答について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合があります。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいているお客様も適用されます。

ご不明な点がございましたら、各店窓口にお問合せください。

1. 対象となる主な預金規定

- ・流動性預金規定
- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・当座預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期性預金に共通する規定
- ・定期預金規定
- ・積立定期預金規定
- ・定期積金規定

2. 改定時期

- ・2020年2月3日（月）

3. 主な改定内容

- ・普通預金規定について、以下の条項を新設・追加します。
- ・普通預金以外の規定についても、同様の改定を行います。

・普通預金規定「取引の制限等」条項の新設

8. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

・普通預金規定「解約等」条項での一部追加・変更（朱書き下線部で表示）

9. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第7条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。